

入学資金貸付制度のしおり

令和5年度版（令和6年度新入学者）

公益財団法人

千葉県私学教育振興財団

〒260-0028

千葉市中央区新町18番地10 千葉第一生命ビルディング8階

電話：043-241-5145(代表) FAX:043-245-7826

振興事業班／入学資金貸付担当

Email:shinko@chibashigaku.jp

千葉県私立高等学校入学資金貸付制度について

公益財団法人

千葉県私学教育振興財団

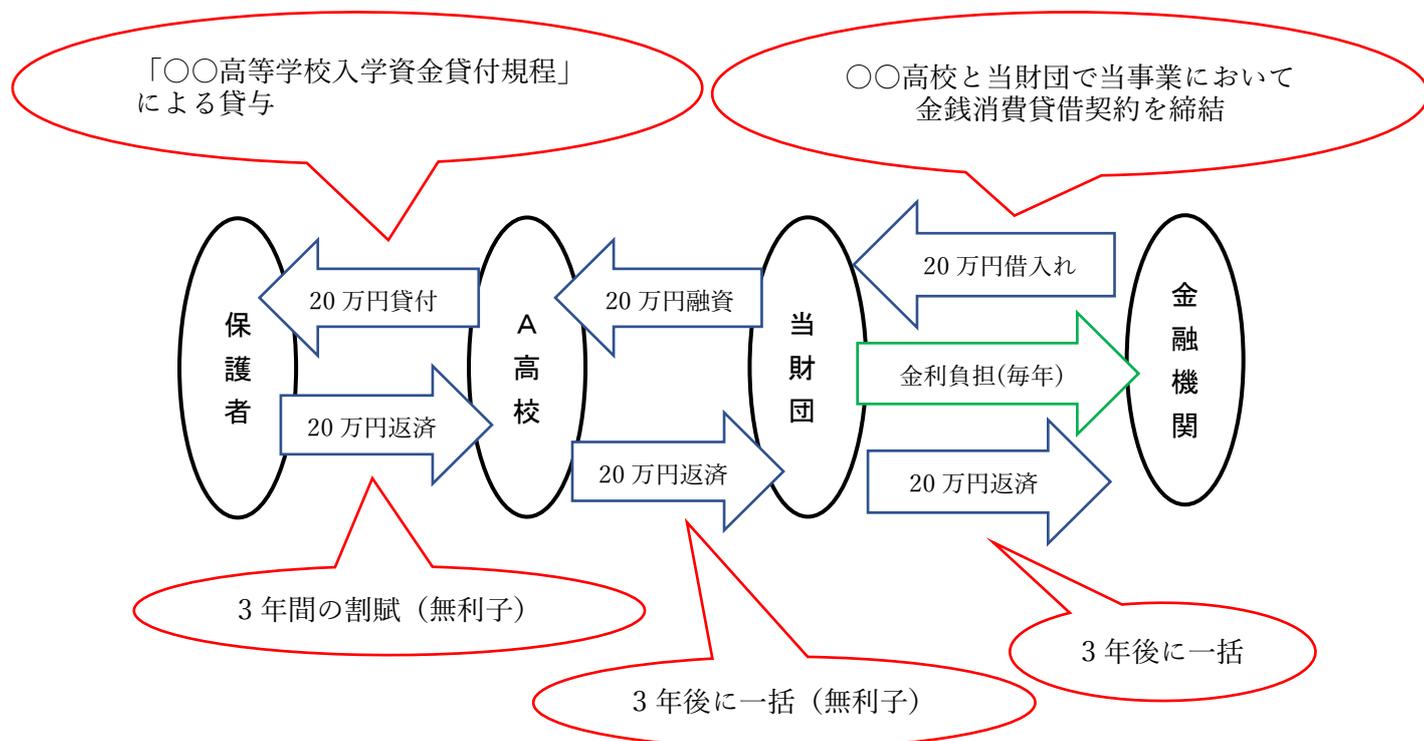
<制度概要>

千葉県内の私立高等学校に入学する生徒の保護者の方に、入学時に必要な費用（以下「入学資金」とする）のうち 15～30 万円を入学資金貸付制度として、無利子で入学先の学校が融資する。なお、保護者の所得基準は設けない。

この貸付原資を、当財団が高等学校の設置者に対して無利子で融資する。

高等学校はこの貸付金を 3 年以内で回収し、財団に一括返済する。

<スキーム図> 金額は 20 万円としています。



1 学校にて準備いただきたいこと

1. 制度の利用の可否

⇒可ならば、

- ① 入学者1人当たりの貸付金額の設定
- ② 入学希望者及び保護者への周知
- ③ 入学資金貸付制度の貸付規程を作成（作成例：6ページ）

2. 学校と保護者との契約について

- ① 入学資金借入金申込書（様式例：16ページ）の受付
- ② 入学資金借用証書（様式例：17ページ）にて保護者と契約
※400円の収入印紙貼付

3. 申込枠の申請について

- ① 入学資金借入金申込書の受付（上記2の①）に応じて、財団宛申込枠の申請をして下さい（申込枠の申請書 別紙様式：8ページ）。

4. 申請書の提出について

- ① 財団から申請枠をお知らせいたしますので、保護者との入学資金借用証書（上記2の②）を取りまとめ、申請書を提出してください（申請書及び借入金受取口座指定通知書 様式第1号：9ページ）。

5. 学校と当財団との金銭消費貸借契約（様式第3号：10-13ページ）について

融資実行につき契約の際、学校側でご用意いただくもの

- ① 学校代表者と連帯保証人の印鑑証明書
（過年度の申請と変更が無い場合は必要ありません）
- ② 貸付制度の規程（前頁1の③）
- ③ 契約書に貼付する収入印紙

[参考]印紙税額一覧 （令和5年4月1日現在）

契約額（借入金額）	印紙
100,001円 ～ 500,000円	400円
500,001円 ～ 1,000,000円	1,000円
1,000,001円 ～ 5,000,000円	2,000円
5,000,001円 ～ 10,000,000円	10,000円
10,000,001円 ～ 50,000,000円	20,000円

（前年度以前に当制度で借入れを受け、続けて融資を受ける学校のうち、契約書の提出に替えて契約内容をPDFファイルにて受領を希望する学校については、印紙に関して別途対応する予定です。詳細は事務局までお問い合わせください。）

6. 融資実行に際して

- ① 入学資金貸付台帳（様式例：15ページ）を作成して、学校内にて保管
- ② 入学資金貸付実績報告（様式第5号：14ページ）を財団に提出

7. 融資実行後

- ① 入学資金借用証書に基づき、保護者から貸付金の回収
- ② 保護者が一括返済した場合
⇒貸付金額変更報告書、及び一部変更契約証書（200円の収入印紙貼付）を提出、及び一括返済額の返還
- ③ 代表者（借受人）、または連帯保証人の変更がある場合
⇒代表者変更届（及び新代表者の印鑑証明書）、または保証契約変更書（及び新連帯保証人の印鑑証明書）を提出
- ④ 貸付金の返済（3年後）
⇒財団指定口座宛、借入金を一括返済して下さい。

2 申請書類

1. 学校から財団に提出いただく書類

項目	提出書類	提出期限
申込枠の申請	<p>申込枠の申請書（別紙様式：8ページ）</p> <p>本年度の申込枠をご記入ください。</p> <p>財団として人数、金額をとりまとめ、申請いただける枠をお知らせします。</p>	3月1日（金）
申請・契約	<p>申請書及び借入金受取口座指定通知書（様式第1号：9ページ） 借入金額、受取口座などをご記入ください。</p> <p>① 金銭消費貸借契約証書（様式第3号：10-13ページ） 設置者と財団において、金銭消費貸借契約を締結させていただきます。消費貸借契約書の日付（契約締結日）は、財団からの融資実行日（令和6年3月28日）です。</p> <p>② 貸付規程（作成例：6ページ） 学校が制定している入学資金貸付制度に関する規程を提出してください。 一度提出いただければ、内容に変更がない場合は、毎年度新たに提出する必要はありません。</p> <p>③ 印鑑証明書 借主（法人の理事長）、連帯保証人それぞれの印鑑証明書を提出してください。 一度提出いただければ、記載事項に変更（理事長・連帯保証人の変更など）がない場合は、毎年度新たに提出する必要はありません。</p>	3月11日（月）
報告	<p>貸付実績報告書（様式第5号：14ページ）</p> <p>財団からの融資を確認後、また借受人への貸付けが完了した後、貸付実績をご報告ください。</p> <p>貸付実績報告書は、財団からの融資実行日（契約締結日：令和6年3月28日）以降の日付をご記入の上、ご提出ください。</p>	4月8日（月）
変更 (代表者・連帯保証人)	<p>【代表者変更についての提出書類】</p> <p>① 代表者変更届 ② 学校法人の登記簿謄本の写し ③ 新代表者による法人印鑑証明書</p> <p>【連帯保証人変更についての提出書類】</p> <p>① 保証契約変更書 ② 新連帯保範人印鑑証明書</p>	随時

2. 保護者が学校に提出する書類

項目	提出書類	提出期限
申込 ・ 契約	① 入学資金借入申込書（様式例：16ページ） 借入れを希望する保護者に申込用紙を配布し、学校で受け付けてください。 ② 入学支度金借用書（様式例：17ページ） 学校が貸付決定した後、保護者から提出を受け、①と併せて保管してください。	入学手続期間

各申請書類のWordファイルをご希望の場合は、メールにてお送りいたしますので下記の連絡先までお問合せ下さい。

千葉県私学教育振興財団 振興事業班/入学資金貸付担当
電話：043-241-5145
Email:shinko@chibashigaku.jp

〇〇高等学校入学資金貸付規程（学校作成例）

第1 目的

この規程は、●●学園が設置する〇〇高等学校に入学する者（以下「入学者」という。）の保護者に対し、入学資金を貸し付けるために必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入学資金とは、●●学園が設置する〇〇高等学校の入学者の保護者に対して、入学時に納付する経費の負担を軽減するために、●●学園が貸し付ける金銭をいう。
- (2) 保護者とは、入学者の親権者又は後見人をいう。

第3 貸付対象者

入学資金の貸付にあたっては、貸付を受けようとする者（以下「借受人」という。）が次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 借受人は4月の入学者の保護者であること。
- (2) 入学者が県内在住であること。【←通信制のみ】

第4 貸付金額

入学者一人当たりの貸付額は、●●万円【15万円～30万円←学校にて設定】とする。

第5 貸付利息

貸付利息は、無利息とする。

第6 貸付申込書

入学資金の貸付に際しては、借受人に「入学資金借入申込書」を提出させるものとする。

第7 貸付決定

●●学園代表者は、保護者より入学資金の借入申込があった場合はその内容等を審査し、貸し付けることが適当であると認めたときは貸付を決定し「入学資金借用書」を徴して貸し付けるものとする。

第8 償還方法

貸し付けた入学支度金は、入学者の卒業までに学園が指定する方法【月賦・半年賦・年賦償還等 ←学校にて設定】により償還させるものとする。

(このページは白紙です)

公益財団法人
千葉県私学教育振興財団
理事長 福中 儀明 様

学校法人名
学校名
校長名
事務担当者職氏名
連絡先電話番号

⑩

令和5年度入学資金の借入申込枠の申請書

令和5年度入学資金貸付金の借入について下記のとおり申請予定です。

記

1. 借入申請予定の金額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額								

2. 借入申請予定の金額内訳

一人当たりの貸付金額 (A)	貸付人員 (B)	貸付金額 (A×B)
円	人	円

以上

[財団使用欄]

No.	決定額	連絡日			

公益財団法人
 千葉県私学教育振興財団
 理事長 福中 儀明 様

学校法人名
 学校名
 校長名
 事務担当者職氏名
 連絡先電話番号

印

令和5年度入学資金申請書及び借入金受取口座指定通知書

令和5年度入学資金貸付金の借入について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 借入申請金額

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

2. 借入申請金額内訳

一人当たりの貸付金額 (A)	貸付人員 (B)	貸付金額 (A×B)
円	人	円

3. 借入金受取口座

銀行名	本支店名	口座種別
		普通預金・当座預金 (○で囲んで下さい)
銀行コード	本支店コード	口座番号 (右詰め)
受取人 (口座名義)	(フリガナ)	

以上

様式第3号



金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

令和6年3月28日

千葉市中央区新町18番地10

公益財団法人

千葉県私学教育振興財団 御中



住 所

借 主



住 所

連帯保証人



借主は次の借入要項に基づき貴財団から金銭を借り入れます。
については、この借入れに関し以下のとおり約定いたします。



借入要項

借入金額	円	借入日	令和6年3月28日
学校法人名			
学校名	1人当たりの金額	貸付人数	金額
	円	人	円
借入金の返済方法 及び返済期日	1. 返済方法 全額一括返済 2. 返済期日 令和9年3月10日 ただし、当該期日が日曜日、祝日、その他休日 及び金融機関の休業日に当たる場合はその翌営業日		

約 定

第1条（約定の履行）

この約定による借入金は、借入要項に記載のとおりとし、確実に履行します。

第2条（用語の説明）

この契約証書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）私立学校の設置者

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、千葉県内の区域にある私立の高等学校を設置するもの。

（2）入学資金

私立学校の設置者が設置する高等学校に入学する生徒（以下「入学者」とする。）の保護者の入学時の負担を軽減するため、私立学校の設置者が入学者の保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）に対して貸し付ける15万円、20万円、25万円、30万円のいずれかの貸付金をいう。

（3）貸付資金

公益財団法人千葉県私学教育振興財団（以下、財団とする）が入学資金の貸付を行っている私立学校の設置者に対し、その貸付の原資として当該私立学校の設置者に融資する貸付資金をいう。

第3条（入学資金）

借主は、財団からの貸付資金を入学資金として、次に掲げる要件により貸し付けるものとする。

- （1）借受人を令和6年4月入学者の保護者とすること。
- （2）通信制の高等学校にあっては、入学者が千葉県内に居住している者とすること。
- （3）1人当たりの貸付金を15万円、20万円、25万円、30万円のいずれかとすること。
- （4）貸付利息を無利息とすること。
- （5）借受人から借用書を徴するものとする。
- （6）貸し付けた入学資金を借受人の希望により入学者の卒業年次までに、月賦償還、半年賦償還又は年賦償還等で償還させるものとする。

第4条（利息）

貸付資金の利息は無利息とする。

第5条（償還方法）

- 1 借主は、この契約による借受資金を借入要項の返済期日までに、全額を一括して償還しなければならない。
- 2 借主は、次の各号の一に該当するとき、当該債務について期限の利益を失い、直ちに当該資金を償還しなければならない。
 - （1）入学資金の貸付後、対象生徒の入学取消又は辞退があったとき。
 - （2）対象生徒が退学したとき。
 - （3）保護者から設置者への繰上げ償還により当該保護者の償還が完了したとき。

第6条（返還）

- 1 財団は、借主が次に掲げる各号の一に該当するときは、期限を定めて貸付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - （1）貸付資金を貸付目的に違反して使用したとき。
 - （2）学校を廃止し、又は授業を停止したとき。
 - （3）法令の規定又は寄附行為に違反したとき。
 - （4）他の債務について、仮差押え、仮処分若しくは強制執行を受け、競売若しくは破産の申立てを受け、又は和議の申立てをしたとき。
 - （5）前各号のほか、財団理事長の指示に違反したとき。

- 借主は、借主が貸し付けた第3条に掲げる要件を満たす入学資金の貸付件数に一人当たりの貸付金を乗じて得た額が、財団から借主に融資した貸付資金の額に満たなかったときは、財団の指定する期限までにその差額を返還しなければならない。

第7条（延滞金）

借主は、第5条に定める借入金の償還を怠り、又は前条による貸付資金の返還の請求を受けた金額を支払期日までに支払わなかったときは、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、その延滞した額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

第8条（連帯保証人）

- 連帯保証人は、借主がこの契約により財団に対して負担する一切の債務につき連帯して履行の責めを負うものとする。
- 借主は、連帯保証人を変更したときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立て、財団の指定する保証契約変更書により財団に通知しなければならない。

第9条（私立学校の設置者変更）

借主が本契約による設置者を変更するときは、本債務を変更後の設置者に原則として継承させるものとする。ただし、債務の全部又は一部を継承させない場合は、継承させない債務について当然期限の利益を失い、直ちに本債務を弁済するものとする。

第10条（調査・報告・届出）

- 財団が必要とする調査、報告の請求を受けたときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便益を提供するものとする。
- 次の各号の場合は、財団の請求がなくとも直ちに報告又は届出を行うものとする。
 - 私立学校の設置者の住所、印鑑等に変更があったとき。
 - 保証人等について前号の変更があったとき。
 - 私立学校の設置者又は法人の代表者の変更があったとき。
 - 貸付資金の対象となった学校の廃止、授業の停止等の事実が発生したとき。

第11条（費用の負担）

この契約証書の締結に関して必要な費用は、すべて借主が負担するものとする。

第12条（貸付実績報告書）

借主は、入学資金の貸付が完了したときは、令和6年4月8日までに、財団の指定する貸付実績報告書を提出しなければならない。

第13条（書類の保存）

借主は、貸付資金の償還完了に至るまでの間、貸付金に係わる書類、借用書及び入学資金貸付台帳を整備保存しておかななければならない。

第14条（疑義協議）

この契約の各条項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、財団と協議のうえ決定するものとする。

第15条（本契約書の保有）

この契約の成立を証するために、金銭消費貸借契約証書を1通作成し、財団が保有する。

以上

公益財団法人
 千葉県私学教育振興財団
 理事長 福中 儀明 様

学校法人名
 学校名
 校長名
 事務担当者職氏名
 連絡先電話番号

⑩

令和5年度入学資金貸付実績報告書

令和5年度入学資金貸付金の借入について、下記のとおり貸付を完了しましたので報告いたします。

記

1. 借入金額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額								

2. 貸付金額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額								

3. 内 訳 1人当たりの貸付金額： _____万円

貸付の相手方（保護者）		入学者氏名
氏名	住所	

※貸付人員が多数の場合、適宜別紙にて記載いただきますようお願いいたします。

※財団は、記入いただいた個人情報、貸付人員の確認以外には使用いたしません。また、借主が、返却を約定した年度を経過した後、財団の責任において速やかに廃棄いたします。

令和 年 月 日

学校名 様

申込者 住所
(保護者) 氏名

印

入学予定者 住所
氏名

入学資金借入申込書

令和5年度入学資金の借入を下記のとおり申し込みいたします。

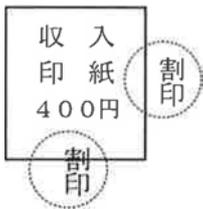
記

1. 借入理由
 (学校名) _____ に入学するため
2. 借入金額
 金 円
3. 返還方法
 月 賦 ・ 半年賦 ・ 年 賦 ・ その他 ()

支払方法	支払日	1回当たりの支払金額
月 賦	毎月 日	円
半年賦	月 日 ・ 月 日	
年 賦	毎年 月 日	
その他		※端数を加算する回の金額 円

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、入学資金貸付制金の管理以外に使用しません。
なお、借入申込みに係る「住所」「氏名」「借入金額」は、入学資金貸付に要する資金借入先である公益財団法人千葉県私学教育振興財団に報告することをご同意願います。



入学資金借用証書

金 額	十 万	万	千	百	十	円
-----	-----	---	---	---	---	---

私は、(学校名) _____ に入学するための経費として、上記の金額を借用いたします。

借入後は、返済期限まで下記のとおり延滞なく返済することを誓約いたします。なお、返済、期間中に転学、退学、除籍等の理由により学校を離れる場合は、その時点をもって借入残金を一括して返済いたします。

令和 年 月 日

借受人 (保護者) 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

入 学 者 氏 名 _____

学校名 _____ 様

記

1. 返済期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2. 返済方法 (支払方法の該当欄に○をつけ、支払日等内容を記入してください。)

支払方法	支 払 日	1 回当たりの支払金額
月 賦	毎月 日	円
半年賦	月 日 ・ 月 日	
年 賦	毎年 月 日	
その他		※端数を加算する回の金額 円

- ※ 借受人 (保護者) は、入学する生徒の親権者又は後見人であること。
- ※ 連帯保証人は、原則として保護者以外の者で、借受人と連帯して返済の責任を負う者であること。
- ※ 収入印紙には、借受人及び連帯保証人で必ず割印をすること。